

最高裁 営業秘密侵害罪について初判断

犯罪事実の要旨

被告人は、自動車の開発、製造、売買等を業とするA自動車株式会社（以下「A」という。）に勤務し、Aが秘密として管理しているAの自動車の商品企画に関する情報などであって公然と知られていないものを、Aのサーバーコンピュータに保存されたそれらの情報にアクセスするための識別符号であるID及びパスワードを付与されて、示されていた者であるが、

(1) 平成25年7月16日、自宅において、不正の利益を得る目的で、Aから貸与されていたパーソナルコンピュータを使用して前記サーバーコンピュータにアクセスし、あらかじめ同パーソナルコンピュータに保存していた前記自動車の商品企画に関する情報などであるデータファイル8件等が含まれたフォルダを同パーソナルコンピュータから自己所有のハードディスクに転送させて同データファイルの複製を作成し、（判示(1)）

(2) 同月27日、Aテクニカルセンターにおいて、不正の利益を得る目的で、Aから貸与されていた前記パーソナルコンピュータを使用して前記サーバーコンピュータにアクセスし、前記自動車の商品企画に関する情報などであるデータファイル4件等が含まれたフォルダを同サーバーコンピュータから自己所有のハードディスクに転送させて同データファイルの複製を作成し、（判示(2)）

もって、その営業秘密の管理に係る任務に背き、それぞれ営業秘密を領得した。

最高裁平成30年12月3日決定が説示した前提事実

(1) 被告人は、Aで主に商品企画業務に従事していたが、B自動車株式会社（以下「B」という。）への就職が決まり、平成25年7月31日付けでAを退職することとなった。被告人は、Bにおいて、海外で車両の開発及び企画等の業務を行うことが予定されていた。

(2) 判示(1)(2)の各データファイルは、A独自のマニュアルやツールファイル、経営会議その他の会議資料、未発表の仕様等を含む検討資料等で、いずれもアクセス制限のかけられたAのサーバーコンピュータに格納される等の方法により営業秘密として管理されていた。

(3) 被告人は、Aから、パーソナルコンピュータ（ノート型。以下「会社パソコン」という。）を貸与され、会社パソコンを持ち出して社外から社内ネットワークに接続することの許可を受けてい



た。他方、Aにおいて、私物の外部記録媒体を業務で使用したり、社内ネットワークに接続したりすること、会社の情報を私物のパーソナルコンピュータや外部記録媒体に保存することは禁止されていた。

(4) 被告人は、同月16日、自宅において、会社パソコンに保存していた判示(1)のデータファイル8件を含むフォルダを私物のハードディスクに複製し、さらに、同月18日、自宅において、私物のハードディスクから私物のパーソナルコンピュータ（以下「私物パソコン」という。）に同フォルダを複製した。その後、最終入社日とされていた同月26日までの間に、被告人が複製した上記データファイル8件を用いたAの通常業務、残務処理等を行ったことはなかった。

(5) 被告人は、同日、上司に対し、「荷物整理等のため」という理由で翌27日の出勤を申し出て許可を受け、同日、Aテクニカルセンターにおいて、持ち込んだ私物のハードディスクを会社パソコンに接続し、Aのサーバーコンピュータから判示(2)の各データファイルを含む合計5074件（容量約12.8GB）のデータファイルが保存された4フォルダを私物のハードディスクに複製しようとしたが、データ容量が膨大であったため、結局3253件のデータファイルを複製したにとどまった。このうち、「宴会写真」フォルダを除く3フォルダには、それぞれ商品企画の初期段階の業務情報、各種調査資料、役員提案資料等が保存されており、Aの自動車開発に関わる企画業務の初期段階から販売直前までの全ての工程が網羅されていた。

審理経過

横浜地裁は、被告人に、不正競争防止法（平成27年法律第54号による改正前のもの。以下「法」という。）21条1項3号にいう「不正の利益を得る目的」があったと認め、営業秘密不正領得罪の成立を肯定し、懲役1年、執行猶予3年に処した。東京高裁も、これを是認した。

弁護人の上告趣意

- ① 判示(1)の複製の作成は、業務関係データの整理を目的とし、判示(2)の複製の作成は、記念写真の回収を目的としたものであって、いずれも被告人に転職先等で直接的又は間接的に参考にするなどといった目的はなかった。
- ② 法21条1項3号にいう「不正の利益を得る目的」があるというためには、正当な目的・事情がないことに加え、当罰性の高い目的が認定されなければならない、情報を転職先等で直接的又は間接的に参考にするなどという曖昧な目的はこれに当たらない。

最高裁平成30年12月3日決定の判示

最高裁（山本裁判長）は、弁護人の上告趣意は刑訴法405条の上告理由に当たらないとした上で、職権で、次のとおり判示して、上告を棄却した。

1 所論は、判示(1)の複製の作成について、業務関係データの整理を目的としていた旨をいうが、前記のとおり、被告人が、複製した各データファイルを用いてAの業務を遂行した事実はない上、会社パソコンの社外利用等の許可を受け、現に同月16日にも自宅に会社パソコンを持ち帰っていた被告人が、Aの業務遂行のためにあえて会社パソコンから私物のハードディスクや私物パソコンに判示



(1)の各データファイルを複製する必要性も合理性も見いだせないこと等からすれば、判示(1)の複製の作成は、Aの業務遂行以外の目的によるものと認められる。

また、判示(2)の複製の作成については、最終入社日の翌日に被告人がAの業務を遂行する必要がなかったことは明らかであるから、Aの業務遂行以外の目的によるものと認められる。なお、4フォルダの中に「宴会写真」フォルダ在中の写真等、所論がいう記念写真となり得る画像データが含まれているものの、その数は全体の中ではごく一部で、自動車の商品企画等に関するデータファイルの数が相当多数を占める上、被告人は2日前の同月25日にも同じ4フォルダの複製を試みるなど、4フォルダ全体の複製にこだわり、記念写真となり得る画像データを選別しようとしていないことに照らし、判示(2)の複製の作成が記念写真の回収のみを目的としたものとみることはできない。

2 以上のとおり、被告人は、勤務先を退職し同業他社へ転職する直前に、勤務先の営業秘密である判示(1) (2)の各データファイルを私物のハードディスクに複製しているところ、当該複製は勤務先の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的の存在をうかがわせる事情もないなどの本件事実関係によれば、当該複製が被告人自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できるから、被告人には法21条1項3号にいう「不正の利益を得る目的」があったといえる。以上と同旨の第1審判決を是認した原判断は正当である。

Practical tips

本決定は、営業秘密侵害罪の成否について最高裁が示した初判断である。

本件は、複製直後の平成25年7月29日、退職者に実施されることになっていた会社パソコンの操作ログ点検の結果、被告人が大量のデータファイルを複製したことが判明したため、上司らが、同月30日、旅行先から帰宅した被告人から私物のハードディスクと私物パソコンの提出を受け、保存されているデータファイルを確認したところ、複製された各データファイルが発見されたことにより発覚した。本件は、退職者に向けてAが実施していた営業秘密漏えい対策である会社パソコンの操作ログ点検を端緒として、被告人によるデータファイルの複製を発見し、外部への流出を防止したものであるから、まさに漏えい対策が効を奏したものと言えよう。中途退職者による営業秘密漏えいは約4割であり、最多を占めている現状において¹、退職者を通じた漏えい対策の重要性は高まっており、必要に応じて従業員とは異なる退職者特有の漏えい対策を実施する必要がある。漏えい対策の例としては、適切なタイミングでアクセス権を制限する措置、営業秘密が記録された媒体等の社外への持ち出しを物理的・技術的に阻止する措置、営業秘密の漏えいを発見するための措置（ログの記録・保存）、言い逃れを排除するための措置などが挙げられる²。

¹ 独立行政法人情報処理推進機構「企業における営業秘密管理に関する実態調査 2020 調査実施報告書」27-28頁（令和3年3月）（<https://www.ipa.go.jp/files/000089191.pdf>）。

² 経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」71-80頁（令和4年5月）（<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>）。



他方、本件では、被告人が複製した各データファイルがBその他の外部に流出した旨の立証はされていない。そして、前述のとおり、本件では、被告人が2度目の複製を行った直後に勤務先に複製が発覚したため、被告人が複製した各データファイルを具体的にどのように用いる目的であったかを事後の行動等から証拠上特定することはできない。本決定の最高裁調査官解説によると、本決定は、このような場合でも、①従業員が同業他社への転職直前に営業秘密を領得した本件のような場合においては、当該領得につき勤務先の業務遂行目的がなく、その他の正当目的（内部告発・報道・組合活動等）もないのであれば、通常は消去法的に自己又は転職先等の第三者のために退職後に利用する目的があったことは合理的に推認できる旨の事実認定上の判断と、②そのような退職後の利用目的が認定できる以上、具体的な利用方法の如何にかかわらず、法21条1項3号にいう「不正の利益を得る目的」があったといえる旨の法的判断を、本件の事実関係に即して示したものである³。データファイルの複製を発見した直後に退職者に接触し、データファイルの外部への流出を防止したが故に、「不正の利益を得る目的」が否定されてしまうのでは本末転倒であり、被害を最小化しようとする企業行動に逆インセンティブを与えてしまうことになり妥当ではないことから、最高裁の判断は至当であろう。

本決定の最高裁調査官解説は、「本決定は、あくまでも同業他社への転職直前の営業秘密領得という本件の事案に即した事例判断を示したにとどま」としている⁴。転職直前というファクターを重視しているのは、転職直前の場合、営業秘密の領得につき勤務先の業務遂行目的がないことの認定が比較的容易だからであろう。それでは、転職直前ではなく、退職者が転職の数か月前から計画的に複数回に分けてデータファイルを複製していた場合はどうか。この場合にも、本決定の消去法に基づく退職後の利用目的を合理的に推認するとの事実認定上の判断手法自体は当てはまると思われ、その意味で本決定の判断手法には汎用性があるといえる。ただ、転職直前の場合と比較すると、営業秘密の領得につき勤務先の業務遂行目的がないことの立証に困難が伴うという問題がある。この場合には、領得時点で転職を決意していたこと、領得方法が特異であること、データが有用であること、実際にデータが勤務先の業務遂行目的で利用されなかったこと、などの立証が考えられる。なお、営業秘密不正領得罪の成立を立証するのはあくまで検察官であるが、同様の立証は、退職者の勤務先が退職者の民事責任を追及する場合、具体的には、退職者による営業秘密の不正使用・開示（法2条1項7号）のおそれを主張し、使用・開示の前段階で予防請求（法3条）を行ううえでも有用である⁵。

第1審判決、原判決も、転職先「等」で参考にするとして、「不正の利益を得る目的」があったことを推認しており、利益を得る第三者が転職先には限らないこととなる表現を行っていたが、本最高裁決定は、このことを明示的に表現し、転職先のために利用する目的があったことだけでなく、さら

³ 久禮博一「判解」曹時 72 卷 10 号 165 頁，185-186 頁（2020）。

⁴ 久禮博一「判解」曹時 72 卷 10 号 165 頁，186 頁（2020）。

⁵ 営業秘密不正領得罪が問題となりうる事案で、かかる予防請求を認容した裁判例として、大阪地判平成29年10月19日（森崎裁判長）および控訴審である大阪高判平成30年5月11日（山田裁判長）が挙げられる。



に、転職先その他の勤務先以外の第三者のために利用する目的があったことも推認できるとする点が注目されるとの指摘がなされている⁶。

⁶ 上寫一高「判批」論ジュリ 37号 220頁, 223頁 (2021)。

執筆者紹介



弁護士・NY州弁護士

阿部 隆徳



ABE & PARTNERS

阿部国際総合法律事務所

TEL 06-6949-1496
FAX 06-6949-1487
MAIL abe@abe-law.com

〒540-0001 大阪府大阪市中心区城見1丁目3番7号 松下IMPビル



www.abe-law.com

本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、abe@abe-law.com までご連絡下さいますようお願い申し上げます。